



## 第28回 板橋警察署の警察官による違法な戒具使用等事件

第二東京弁護士会会員・元当会人権擁護委員会副委員長 神谷 延治 (60期)

## 1 事案の概要

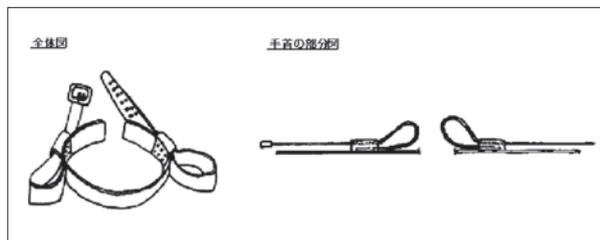
2017年11月14日、T氏（以下「申立人」という）は、警視庁板橋警察署留置場内の保護室において、同署員数名より、ベルト手錠等を長時間にわたり装着された結果、手が鬱血し皮膚が剥がれるなどの怪我を負い、主に左手に後遺症を負った。

2019年9月30日、当会は、申立人より、人権救済申立を受けた。

## 2 認定した事実

- ① 2017年11月14日、申立人が、居室内において、入れ墨をするために縫い針1本を所持したことなどから、同署員らは、申立人が自身を傷つけるおそれがあると認め、申立人を保護室に収容した。
- ② 同日午後11時30分頃、申立人が、大声で叫びながら壁や遮蔽板を叩き続けるなどしたため、同署員らは、自身を傷つけるおそれ及び留置施設の設備等を損壊するおそれがあると認め、申立人の手首及び胴体にベルト手錠、足首に捕縄（以下「本件戒具」という）を使用した（使用時間約17時間35分）。
- ③ 同署員らは、申立人の肩、手足、腰部、着衣等を掴んだり、押さえたりして制止しながら、申立人をうつ伏せにするなどして本件戒具を装着した。
- ④ 申立人は、ベルト手錠が装着された際、赤く腫れる、皮膚が剥がれるなど、手首を負傷した。
- ⑤ 同署員らは、申立人に食事を支給した際、本件戒具を解かなかった。

### ベルト手錠



(平成十九年内閣府令第四十二号 別表)

- ⑥ 2019年2月8日、申立人は、両手首のしびれが改善せず、「末梢神経障害」の症状固定と診断された。

## 3 当会の判断

本件において、同署員らは、申立人に本件戒具を使用する具体的な必要性が認められないにも拘わらず申立人に本件戒具を使用し、約17時間35分に及ぶ長時間にわたり身体を拘束した結果、申立人は、両手首を負傷した上、前記後遺障害を負っていることからすると、本件戒具を使用したこと自体が申立人の人身の自由に対する重大な制約である。

さらに、申立人が食事の際にも本件戒具を解かれず自由な体勢で食事をするができなかったことは、申立人の人間としての自尊心を著しく傷つけ、申立人に耐え難い屈辱感と精神的苦痛を与えるものであり、申立人の人格（人間としての誇り、人間らしく生きる権利）への配慮に著しく欠けるものであり、人格権に対する違法な加害行為である。

よって、本件戒具による身体拘束は、違法かつ不当な実力行使に当たり、申立人の個人の尊厳及び人身の自由を侵害するものである。

## 4 警告と記者会見

2023年12月4日、当会は、警視總監及び警視庁板橋警察署長に対し、戒具の使用について必要やむを得ない場合に最小限度の時間に止め、被留置者の身体を害することのないよう、また、被留置者が食事をする際には戒具を解くよう、警告した。そして、同月7日、当会は、司法記者クラブにおいて記者会見を行い、本件の調査結果並びに執行について報告した。昨今、戒具を使用した長時間の拘束により被留置者が死亡する事案も発生している。この警告が重く受け止められ、再発防止の契機となることを切望する。（朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASRD77GV3RD7UTIL01Q.html>）